

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年10月30日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

「晴れの国のみなと 水島港セミナー」開催業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額（見積上限額）

金4,944,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 本技術提案業務と類似の業務に関する実績を有すること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県土木部港湾課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7486

FAX（086）227-5551

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

① 配付期間 令和8年10月30日（金）から同年11月10日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 配付場所 上記3の場所に同じ。

なお、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

(2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間 令和8年10月30日（金）から同年11月10日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 提出場所 上記3の場所に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、①の提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の確認審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年11月13日（金）までにその旨を参加資格不適合通知書（様式第2号）により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格不適合通知書を受け取った者は、令和8年11月17日（火）までに、下記（4）③の宛先にFAX送信する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付及び回答

① 受付期間 令和8年10月30日（金）から同年11月10日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

② 質問方法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第3号）によりFAXすること。

③ 宛 先 岡山県土木部港湾課

FAX（086）227-5551

FAX送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号 （086）226-7486

④ 回 答 「仕様書に対する質問・回答書」により、FAX送信で回答を行う。

⑤ そ の 他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出期間及び場所

- (1) 提出期間 令和8年11月10日（火）から同月19日（木）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出書類 ①提案書（A4サイズ2枚まで、様式第4号～第9号）5部
②見積書1部
③ダイレクトメール、Eメール配信先等候補企業リスト
④過去3年以内の類似業務実績（A4サイズ2枚以内）5部
- (4) 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、(1)の提出期限までに必着のこと。）

7 契約書作成の要否 要

8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

内容と見積額に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

なお、見積額についても、15/100の割合で審査の対象とする。

選定結果については、採用者には審査結果通知書（選定）（様式第10号）、不採用者には審査結果通知書（非選定）（様式第11号）により通知する。

10 その他

- (1) 技術提案に係る費用は、すべて参加者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。
- (4) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。